

第1号の3様式

蜜蜂飼育変更届
(住所及び氏名等の変更)

年 月 日

千葉県知事 様

〒 ー

現住所	}
電話番号	
氏名又は名称	
及び代表者氏名	

養蜂振興法第3条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

なお、届け出た個人情報及び蜂群配置の情報について、養蜂振興法及び養蜂振興法施行規則並びに家畜伝染病予防法の範囲内において千葉県が取り扱うことに同意します。

記

1 変更内容

変更後	変更前

※届出年内において、住所又は氏名（法人の場合にあつてはその名称及び代表者氏名）の変更があつた際における届出書です。

※飼育計画（飼育場所・飼育期間・蜂群数）の変更に必要な届出書は、別にありますので、御注意下さい

備考

(1) 電話番号は、常時連絡が取れる番号（携帯電話等）を記入する。

留意事項

- (1) 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、千葉県の取り扱いに同意をいただきます。
- ① 個人情報の利用目的
千葉県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
 - ② 個人情報の安全管理措置
個人情報の取り扱いについては、千葉県個人情報保護条例に準じる。
 - ③ 個人情報の第三者への提供
千葉県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - ・法令に基づく場合
 - ・蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合。
- (2) 養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、千葉県は蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、同法第8条第2項の規定に基づき、千葉県や関係機関から必要な協力を求めることがあります。
- (3) 家畜伝染病予防法第32条第1項の規定に基づき、千葉県は家畜伝染病に位置付けられた蜜蜂の腐蛆（ふそ）病に係る必要な措置を講じるため、千葉県や関係機関から協力を求めることがあります。